

令和6年12月10日

大磯町議会議長 吉川重雄様

提出者 大磯町議会議員 清田文雄

賛成者 " 亀倉弘美
 " 玉虫志保実
 " 石川則男
 " 庄子幸太

神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書

以上、意見書案を別紙のとおり、会議規則第13条の規定により提出します。

神奈川県に私学助成の拡充を求める意見書

神奈川県による私立学校の生徒一人当たりの経常費補助額は、令和6年度に国・県とも増額された。さらに神奈川県の私立高校生への授業料補助額は、年収700万円未満世帯まで12,000円増額の468,000円、多子家庭（23歳未満の子ども3人以上）に対しては年収910万円未満の世帯まで同じく12,000円増の468,000円補助と拡充された。県民の願いである学費負担の公私間格差の是正が一歩進み、中学生の高校選択の幅が広がった。

しかし、増額されたとはいえ、神奈川県の経常費補助は、幼稚園を除いて小・中・高と国基準額（国庫補助金と地方交付税交付金の合計額）に達していない。その全国順位は、神奈川県の近年の努力にも関わらず、高校は47都道府県中44位、中学校は45都道府県中44位、小学校は35都道府県中32位と、全国最下位水準である。この補助額の低い水準が、保護者負担全国最上位クラスという高学費をもたらしている。少子化に伴い、今後10年で中学卒業者が1万人減るという見通しも、私立高校に財政的な不安を与えており、生徒数の減少に対して、教育条件を向上させる特別な措置が求められている。

さらに授業料補助は、補助対象が授業料に限定されているため、生活保護世帯でも施設設備費等の負担額が年間約27万円残されている。

東京都では所得制限が撤廃され、すべての私立高校生が授業料無償になり、福井県では子ども2人以上の家庭では公立私立問わず高校授業料が無償になった。富山県では多子家庭あるいはひとり親家庭は、年収910万円未満世帯まで入学金を含む授業料実質無償化を実現している。これらの都県と比べると、神奈川県の制度は遅れている。

また、東京都では、私立中学校に通う年収910万円未満の家庭にも授業料補助（10万円）の制度もある。さらに東京都から他県の私立高校に通う生徒には授業料補助があるが、神奈川県から県外の私立高校に通う生徒には授業料補助がないという問題もある。

1975年に制定された私立学校振興助成法は「速やかに（補助額を公立の）1/2とするよう努める」という附帯決議がされたが、半世紀経た現在も未だ達成されておらず、保護者負担の軽減は、未だ道半ばである。

近代私学発祥の地、神奈川の私学は、各校が建学の精神に基づき、切磋琢磨して特徴のある教育をつくり、県民に多様な教育の機会を示して、豊かな日本社会の形成に寄与し、神奈川県の教育を支える担い手としての役割を果たし続けている。そうした私立学校に通う児童生徒の保護者負担を軽減し、私立学校の教育条件を向上させることは、県政における最重要課題である。

よって、全国最低位水準の補助額を改善し、すべての子どもたちの学ぶ権利を保障するため、私学助成の一層の拡充を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年12月12日

神奈川県知事 黒 岩 祐 治 様

神奈川県中郡大磯町議会議長 吉 川 重 雄